自治会消火器等購入設置費補助金の仕組み

１　補助対象

国家検定合格証が表示されたＡＢＣ消火器（または同等の性能を有すると認められ

るもの）とその格納箱

２　補助条件

・誰もが、いつでも使用できる場所（街頭）に設置すること

・自治会加入世帯１０世帯につき１か所

３　補助金額

消火器等（消火器＋格納箱）設置１か所あたりにかかった費用の半分×設置箇所

※１か所あたりの補助額の上限は８，０００円。

【補助金の計算例】

加入世帯が２０世帯の自治会が、消火器と格納箱を３か所設置し、その金額が１か所あたり２０，０００円の場合

　　　(1) 補助対象箇所

加入世帯が２０世帯のため、補助対象は２か所

(2) １か所あたりの補助額

設置にかかった費用の半分は、２０，０００円÷２＝１０，０００円ですが、１か所あたりの交付額上限は８，０００円。

そのため、この場合の１か所あたりの補助額は８，０００円となります。

(3) 計算式

補助対象箇所（２か所）×補助額（８，０００円）＝１６，０００円

４　補助の流れ

①　自治会から市へ申請書等の提出

・申請書（裏面に消火器設置場所略図）

・設置費用の見積書

**↓**

②　市で申請書等の内容審査

**↓**

③　市から自治会へ補助金交付

・交付決定通知書の発行

・自治会名義口座の振込み

**↓**

④　自治会で消火器の設置

**↓**

⑤　自治会から市へ完了報告書の提出

・完了報告書（裏面に消火器設置場所略図）

・設置費用の領収書

**↓**

⑥　市で完了報告書等の内容審査

**↓**

⑦　市から自治会へ補助金確定通知書の発行

※かかった費用が補助基準より低い場合は、市へ返金することになります。

【問合せ先】

総務部防災危機管理課消防担当

電話　０４２－３４６－９８１３（直通）